

☆ 学習成果に係る評価

① 単位の修得等

単位の修得は、年度の初め（4月）に履修したい授業科目の登録（履修登録）を行い、各学期ごとの定期試験において評価C以上の認定を受けなければなりません。授業時間の3分の1を超える欠席がある場合は、定期試験を受験することはできません。

② 成績評価

成績の評価については学則第30条及び関東短期大学履修及び試験規定第7条のとおり、A、B、C、Dの4段階で表し、Aは試験得点80点以上、Bは70点以上79点以下、Cは60点以上69点以下、Dは59点以下とし、A、B、Cを合格として所定の単位を認定しています。

なお、成績処理上、履修登録科目のうち、受験資格のない科目、試験を無届で受けなかった科目、及び追試験又は再試験を願い出ながら無届で受験しなかった科目は、Eの評語で表しています。